

自 令和 7年 4月28日

至 令和 7年 4月28日

第2回 和木町議会臨時会

令和 7 年第 2 回和木町議会臨時会

(令和 7 年 4 月 2 8 日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 3 号

令和 6 年度和木町一般会計補正予算（第 1 1 号）に関する専決処分について

2. 報告第 4 号

和木町税条例等の一部改正に関する専決処分について

3. 報告第 5 号

令和 6 年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

4. 同意第 1 号

固定資産評価員の選任について

5. 議案第 2 1 号

令和 7 年度和木町一般会計補正予算（第 1 号）

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明本光 弘	
3 番	津島宏 保	
5 番	嘉屋富 公	
6 番	上田丈 二	
7 番	中村充 子	
8 番	灰岡裕 美	
9 番	小林秀 嘉	
10 番	森脇明 美	副議長
11 番	兼本信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米本正 明	
副町長	田中雅 彦	
企画総務課長	松井敏 浩	
税務課長	池田 剛	
住民サービス課長	上村克 司	
都市建設課長	山下純 二	
保健福祉課長	渡邊真 奈美	
教育長	重岡良 典	教育委員会
事務局長	鳥枝 靖	〃

○会議に従事した職員

事務局長	田尾 恵
書記	中島 芽生子

開 会 9時 00分
議 長 和木町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出て
おりますのでこれを許可いたします。
携帯電話をお持ちの方は、電源オフにされるようお願いいた
します。

議 長 ただいまから、令和7年第2回和木町議会臨時会を開会しま
す。
これより本日の会議を開きます。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定に
より、8番議員 灰岡裕美君、9番議員 小林 秀嘉君を指名
いたします。

議 長 日程第2 会期の決定を議題といたします。
おはかりします。
本臨時会の会期は、4月28日、本日のみとしたいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、本臨時会の会期は4月28日、1日とすること
に決定いたしました。

議 長 日程第3 報告第3号 令和6年度和木町一般会計補正予
算（第11号）に関する専決処分について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
松井企画総務課長。

松井企画
総務課長

報告第3号 令和6年度和木町一般会計補正予算（第11号）に関する専決処分についてご説明申し上げます。

この報告は、国の重点支援地方交付金を活用した、総合経済対策給付金事業の実施にあたり必要な予算措置を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の繰越をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

3ページ第1表をご覧ください。今回繰越をした事業は総合経済対策給付金事業で、金額は4,920千円でございます。

事業の内容は、住民税非課税1世帯あたり3万円、それから住民税非課税世帯のうち子育て世帯は子どもひとりあたり2万円を加算し、給付するものでございます。

以上、報告第3号のご説明とさせていただきます。

議長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長

討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議長

報告第3号 令和6年度和木町一般会計補正予算（第11号）に関する専決処分について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議長

全員挙手。

議長 したがって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

議長 日程第4 報告第4号 和木町税条例の一部改正に関する専決処分について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

池田税務課長。

池田税務課長 報告第4号 和木町税条例の一部改正に関する専決処分についてご説明いたします。

和木町税条例の一部を改正する条例について、令和7年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

今回の専決処分は、本年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律等に伴い、和木町税条例について所要の改正を行ったものでございます。

主な改正点といたしまして、個人住民税の控除等の改正となっております。給与所得控除の見直し。給与所得控除の最低保証額について、現行の55万円から65万円に引き上げるものでございます。

続きまして、扶養親族等に係る所得要件の見直し。同一生計配偶者、及び扶養親族等の前年の総所得金額等の合計額の要件を現行の48万円から58万円に引き上げるものでございます。

続きまして、特定親族特別控除の新設。生計を一にする年齢19歳以上、23歳未満の親族等について、合計所得金額が123万を超えるまで段階的に逡減し、控除するものでございます。今、申し上げました改正については、令和8年度からの適用となっております。

その他、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例など、地方税法の一部改正に伴う改正を行っております。

以上で、報告第4号 和木町税条例の一部改正に関する専決処分について説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

議 長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 報告第4号 和木町税条例の一部改正に関する専決処分について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第5 報告第5号 令和6年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
松井企画総務課長。

松井企画
総務課長 報告第5号 令和6年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。裏面をご覧ください。

和木町生活応援商品券事業19,070千円、総合経済対策給付金事業4,920千円、避難所環境改善事業8,528千円、旧教育関連施設等解体撤去事業2,640千円、これらを令和7年度に繰り越したものでございます。

- 以上で、報告第5号のご説明とさせていただきます。
- 議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
- (「なし」の声あり。)
- 議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。
- (「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
- 議 長 報告第5号 令和6年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、報告第5号は原案のとおり承認されました。
- 議 長 日程第6 同意第1号 固定資産評価員の選任についてこれを議題とします。執行の説明を求めます。
田中副町長。
- 田中副町長 同意第1号 固定資産評価員の選任についてご説明申し上げます。
固定資産評価員につきましては、地方税法第404条第1項において固定資産を適正に評価し、かつ価格の決定を補助するために市町村に設置することとされており、本町においては、迅速かつ適正に評価事務を遂行できることから、職務に精通し

現場で実務を取り仕切っている税務課長がその職務を行っております。

本同意案件は、4月1日付の人事異動により、池田剛が税務課長に任命されましたので、新税務課長の池田剛を固定資産評価員に選任したく、地方税法第404条第2項の規定により、町議会のご同意をお願いするものでございます。

任期は、税務課長の職にある期間といたします。

以上で、同意第1号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 同意第1号 固定資産評価員の選任について、原案のとおり選任することに同意の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第7 議案第21号 令和7年度和木町一般会計補正予算(第1号)

これを議題とします。執行の説明を求めます。

松井企画総務課長。

松井企画
総務課長

議案第21号 令和7年度和木町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ350万円を追加し、総額を45億321万7千円とするものでございます。

この補正は、地方独立行政法人山口県産業技術センターからの委託金の増額を受け、ENEOS株式会社が開発中の、環境に配慮したアイデア製品の実証実験事業を拡充するために必要となる経費を計上するためご提案するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算3ページ、歳出からご説明申し上げます。費目ごとの詳細は、9ページからとなります。

款4 衛生費におきまして、ボタニカルライト設置事業や藻場創造実証実験事業、下水道劣化対策実証実験事業などの委託料により350万円の増額をするものでございます。

続きまして、4ページの歳入についてご説明申し上げます。詳細は、7ページからになります。款21 諸収入におきましては、山口県産業技術センターからの委託金350万円を増額するものでございます。

以上で、議案第21号のご説明とさせていただきます。

議長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長

上田丈二議員

上田議員

歳出について伺います。環境イノベーション推進事業、項中の山口県産業技術センターの委託金を利用して行うということなんですけれども、下水道劣化対策実証実験調査委託料とあるんですけども、この下水道劣化対策実証実験というのはどういうものか、少し説明をお願いしたいと思うんですけど。

議長

上村住民サービス課長

上村住民サービス課長 お答えいたします。エネマリンがですね、硫化水素を抑制する働きがございます。で、それを利用してですね、今問題となっている道路の陥没事故とかですね、下水管の腐食も同じように硫化水素が原因とされておりますので、その硫化水素がどのくらい減少するかという実験をしてみたいと考えております。

議長 よろしいですか。
他にございますか。

議長 三分一淳議員

三分一議員 少し併せて質問させていただきます。10ページのボタニカルライト設置委託料、藻場創造実証実験調査等委託料、これにも使われているんですけども、この内訳を、内訳というか事業内容を教えてください。

議長 上村課長

上村住民サービス課長 はい、まずボタニカルライト設置委託料でございますが、植物発電の利活用のアイデアやインテリアとしてのニーズを把握するための市場調査、いわゆるアンケート調査を実施するために町民の目に留まる場所へのイルミネーションの設置を考えております。それから、藻場創造実証実験でございますけど、小瀬川河口付近の海域で藻場を作る実証実験を行うものでございます。最初にビーカー実験ということで、ラボの中でですね実験をして、その後に本実験という形で海域にエネマリンを投入して、藻場が出来るかということを実証実験したいと思っております。

議長 よろしいですか。はい。
他に質疑はありませんか。
灰岡議員

灰岡議員 歳入の科目が雑入になってるんですが、少しちょっと違和感を覚えたんですが、雑入に入っている理由を教えてくださいませんか

議長 上村課長

上村住民サービス課長 はい。これは県からの補助金ではありませんで、地方独立行政法人からの委託を受けて町が実施するという、そういう立て付けになっておりますので、雑入の方に歳入が入っております。

議長 他に質疑はありませんか

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議長 議案第21号 令和7年度和木町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長 ここで、暫時休憩といたします。

休 憩 9 時 2 2 分

再 開 9 時 2 3 分

副 議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただ今、議長の兼本信昌君から、議長の辞職願が提出されました。
おはかりいたします。
議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

副 議 長 「異議なし」と認めます。

副 議 長 したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

副 議 長 追加日程第 1 「議長辞職の件」を議題とします。
地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、兼本信昌議員の退場を求めます。

(兼本 信昌 議員 退場)

副 議 長 事務局長に辞職願を朗読させます。

田 尾 議 会 令和 7 年 4 月 2 8 日、和木町議会副議長 森脇明美様 和木町
事 務 局 長 議会議長 兼本信昌 このたび、一身上の都合により議長を辞職
したいので許可されるようお願いです。以上です。

副 議 長 ただいま、お聞き及びのとおりでございます。

おはかりいたします。

兼本信昌議員の「議長の辞職」を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

副 議 長 「異議なし」と認めます。

副 議 長 したがって、兼本信昌議員の「議長の辞職」を許可することに決定しました。

兼本信昌議員の入場を許可します。

(兼本 信昌 議員 入場)

副 議 長 ただいま議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、ただちに議長の選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

副 議 長 「異議なし」と認めます。

副 議 長 したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、ただちに選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 9 時 2 6 分

再 開 9 時 5 0 分

副 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

副 議 長 追加日程第2 議長の選挙を行います。

おはかりします。

選挙の方法は、投票にしたいと思いますが、ご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり。)

副 議 長 「異議なし」と認めます。

副 議 長 したがって、投票によって議長の選挙を行います。

副 議 長 議場を閉鎖いたします。

副 議 長 ただいまの出席議員数は、10名です。

おはかりします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人の指名を行います。1番議員 三分一淳議員及び2番議員 明本光弘議員の両名を指名いたしたいと思いますが、ご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり。)

副 議 長 「異議なし」と認めます。

よって、立会人に三分一淳議員及び明本光弘議員を指名いたします。

副 議 長 投票用紙を配布いたします。

副 議 長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 副 議 長 「配布漏れなし」と認めます。
- 副 議 長 投票箱を点検します。
- 副 議 長 「異常なし」と認めます。
- 副 議 長 それでは、皆さん投票用紙に記入してください。
- 副 議 長 これより投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、1 番議員から順番に投票をお願いします。
- 副 議 長 投票漏れはありますか。
- （「なし」の声あり）
- 副 議 長 「投票漏れなし」と認めます。
- 副 議 長 投票を終了いたします。
ただいまから開票を行います。
三分一淳議員及び明本光弘議員、開票の立会いをお願いします。
- 副 議 長 選挙の結果を報告いたします。
投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。
有効投票のうち、兼本信昌議員 6 票、津島宏保議員 4 票。
以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は 3 票です。
したがって、兼本信昌議員が議長に当選されました。
- 副 議 長 議場の閉鎖を解きます。
- 副 議 長 ただいま、議長に当選された兼本信昌議員が議場におられ

ます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長 兼本信昌議員。

議長 この度、皆さまのご信任をいただき、議長に再選さしていただきました。改めて、この議長の職務の重大さを痛感いたし、身の引き締まる思いを強くしております。二元代表制の一役を担う和木町議会としましても、その果たすべき役割を十分認識し、町民の皆さまの負託に応えるべく公正かつ公平な議会運営に努めてまいります。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

所信表明で述べさせていただきました、3点の課題。議会基本条例の検証と見直し。議員報酬の見直し、検討。そして、議会のDX推進による議会改革の進展。この3点に関してはしっかりと取り組んでまいります。

どうぞ、今後とも皆さま方の温かいご支援、ご鞭撻をいただきますよう、心からお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。

副議長 兼本信昌議長、議長席にお着きください。

議長 暫時休憩をいたします。

休 憩 10時 6分

再 開 10時15分

議長 休憩前にひきつづき、会議を再開いたします。

ただいま、副議長の森脇明美議員から、副議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」と認めます。

議長 したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定をしました。

議長 追加日程第3「副議長辞職の件」を議題といたします。
地方自治法第117条の規定によって、森脇明美議員の退場を求めます。

(森脇 明美 議員 退場)

議長 事務局長に辞職願を朗読させます。

田尾 議会 令和7年4月28日 和木町議会議長 兼本信昌様 和木町
事務局 議長 森脇明美 このたび、一身上の都合により副議長を
辞職したいので許可されるようお願いです。以上です。

議長 ただいまお聞きおよびのおりでございます。
おはかりいたします。
森脇明美議員の「副議長の辞職」を許可することに、ご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 「異議なし」と認めます。

議 長 したがって、森脇明美議員の「副議長の辞職」を許可することに決定しました。

森脇明美議員の入場を許可いたします。

(森脇 明美 議員 入場)

議 長 ただいま副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、ただちに副議長の選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 「異議なし」と認めます。

議 長 したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、ただちに選挙を行うことに決定しました。

議 長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 10時18分

再 開 10時28分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

おはかりします。

選挙の方法は、投票にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 「異議なし」と認めます。

議 長 したがって、投票によって副議長の選挙を行います。

議 長 議場を閉鎖いたします。

議 長 ただいまの出席議員数は、10人でございます。
おはかりします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人の指名を行います。1番議員 三分一淳議員、及び2番議員 明本光弘議員の両名を指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 「異議なし」と認めます。

議 長 よって、立会人に三分一淳議員、及び明本光弘議員を指名いたします。

議 長 投票用紙を配布いたします。

議 長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。
投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 「配布漏れなし」と認めます。

議 長 投票箱を点検いたします。

議 長 「異常なし」と認めます。
皆さん、記入をお願いいたします。

- 議 長 これより投票を行います。
事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、1 番議員
から順番に投票をお願いします。
- 議 長 投票漏れはありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議 長 「投票漏れなし」と認めます。
- 議 長 投票を終了いたします。
- 議 長 ただいまから開票を行います。
三分一淳議員及び明本光弘議員、開票の立会いをお願いいた
します。
- 議 長 選挙の結果を報告いたします。
投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票 です。
有効投票のうち森脇明美議員 6 票、小林秀嘉議員 2 票、
上田丈二議員 1 票、津島宏保議員 1 票。
以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は 3 票です。
したがって、森脇明美議員が副議長に当選をされました。
- 議 長 議場の閉鎖を解きます。
- 議 長 ただいま、副議長に当選されました森脇明美議員が議場に
おられます。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、当選の
告知をします。
- 議 長 副議長、挨拶があれば許します。

副 議 長 お許しをいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。ただいま、副議長に選任をいただき、大変光栄に思いますとともに心からお礼を申し上げます。推挙いただきましたからには、議長を補佐し皆さまのお力添えをいただきながら、円滑な議会運営と議会の更なる活性化に努めてまいりたいと思います。今後ともなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、就任の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 10時42分

再 開 11時30分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長 日程第8 常任委員の選任を行います。

おはかりします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長より指名します。

総務文教常任委員に、明本光弘議員、上田丈二議員、兼本信昌議員、中村充子議員、三分一淳議員。

民生建設常任委員に嘉屋富公議員、灰岡裕美議員、森脇明美議員、小林秀嘉議員、津島宏保議員。

広報広聴常任委員に、議長を除く9人の議員。

以上のとおり、それぞれ常任委員に指名したいと思います。が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 「異議なし」と認めます。

議長 したがって、ただいま指名いたしました諸氏を、それぞれの
常任委員に選任することに決定しました。

なお、常任委員会の委員長、副委員長をご報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に明本光弘議員、副委員長に
上田丈二議員。民生建設常任委員会の委員長に嘉屋富公議員、
副委員長に灰岡裕美議員。広報広聴常任委員会の委員長に森脇
明美議員、副委員長に三分一淳議員。

以上のように選任されましたので、ご報告します。

議長 日程第9 議会運営委員の選任を行います。

おはかりします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の
規定により、委員に三分一淳議員、上田丈二議員、森脇明美
議員、嘉屋富公議員、明本光弘議員、を指名したいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 「異議なし」と認めます。

議長 したがって、ただいま指名いたしました諸氏を、議会運営委
員に選任する事に決定いたしました。

なお、議会運営委員会の委員長、副委員長をご報告いたしま
す。委員長に三分一淳議員、副委員長に上田丈二議員。

以上のように選任されましたので、ご報告いたします。

議長 日程第10 岩国地区消防組合議員の選挙を行います。

おはかりします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によっ
て、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 「異議なし」と認めます。

議 長 したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 「異議なし」と認めます。

議 長 したがって、議長が指名することに決定しました。

岩国地区消防組合議員に嘉屋富公議員を指名します。

おはかりします。

ただいま、議長が指名しました嘉屋富公議員を岩国地区消防組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 「異議なし」と認めます。

議 長 したがって、ただいま指名しました嘉屋富公議員が岩国地区消防組合議員に当選されました。

ただいま、岩国地区消防組合議員に当選されました嘉屋富公議員が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議 長 日程第11 玖珂地方老人福祉施設組合議員の選挙を行います。

おはかりします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 「異議なし」と認めます。

議長 したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 「異議なし」と認めます。

議長 したがって、議長が指名することに決定しました。

玖珂地方老人福祉施設組合議員に灰岡裕美議員、上田丈二議員兩名を指名します。

おはかりします。

ただいま、議長が指名しました灰岡裕美議員、上田丈二議員を玖珂地方老人福祉施設組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 「異議なし」と認めます。

議長 したがって、ただいま指名しました灰岡裕美議員、上田丈二議員が玖珂地方老人福祉施設組合議員に当選されました。

ただいま、玖珂地方老人福祉施設組合議員に当選されました灰岡裕美議員と上田丈二議員が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議 長 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了いたします。

おはかりします。

これで、令和7年第2回和木町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 「異議なし」と認めます。

議 長 これをもちまして、令和7年第2回和木町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 11時37分